

届出関係

200 大気汚染防止法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

区分	項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
工場	1	ボ イ ラ ー	366	24	66	40	109	10	75	42
	2	ガス発生炉・ガス加熱炉	3				1			2
	3	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	10		2		1			7
	4	溶鉱炉・転炉・平炉	11		6					5
	5	金属溶解炉	60	3	3	22	18	3		11
	6	金属加熱炉	209	9	15	7	30	39	10	99
	7	石油加熱炉	11				2			9
	9	焼成炉・溶融炉	37		7		6		23	1
	10	反応炉・直火炉	44				23		9	12
	11	乾燥炉	96	6	6		41	8	9	26
	12	電気炉	8		1		5			2
	13	廃棄物焼却炉	12				6		1	5
	19	塩素反応施設等	21		5		3		11	2
	21	磷鉱石反応施設等	1	1						
	22	ふっ酸凝縮施設等	2						2	
	27	硝酸吸収施設等	8						8	
	28	コークス炉	6				2			4
30	ディーゼル機関	10		8			1		1	
	計	915	43	119	69	247	61	148	228	
事業場	1	ボ イ ラ ー	372	34	124	53	53	49	44	15
	13	廃棄物焼却炉	17	5	5		3		3	1
	30	ディーゼル機関	87	4	15	11	9		42	6
		計	476	43	144	64	65	49	89	22
合 計			1,391	86	263	133	312	110	237	250
事業場数	工 場		158	17	20	17	50	9	24	21
	事 業 場		204	22	60	32	29	14	35	12
	計		362	39	80	49	79	23	59	33

201 電気事業法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

区分	項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
工場	1	ボイラー	8				1		1	6
	29	ガスタービン	4			1	1		2	
	30	ディーゼル機関	63	1	8	7	10	2	9	26
	31	ガス機関	8	1				6	1	
	計		83	2	8	8	12	8	13	32
事業場	1	ボイラー	6		4		2			
	29	ガスタービン	70	8	19	9	7	17	8	2
	30	ディーゼル機関	205	17	76	27	23	15	41	6
	31	ガス機関	13	4	4				3	2
	計		294	29	103	36	32	32	52	10
合計			377	31	111	44	44	40	65	42
事業場数	工場		27	2	4	4	6	1	5	5
	事業場		213	25	74	29	20	18	38	9
	計		240	27	78	33	26	19	43	14

202 ガス事業法該当ばい煙発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1	ボイラー	4				4			
30	ディーゼル機関	2				2			
計		6	0	0	0	6	0	0	0
工場・事業場数		1	0	0	0	1	0	0	0

203 大気汚染防止法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
1	コークス炉	4				2			2
2	堆積場	206	26	25	16	46	1	31	61
3	ベルト・バケットコンベア	888	40	193	20	252		114	269
4	破砕機・摩砕機	110	20	19	11	15		22	23
5	ふるい	87	15	15	7	16		12	22
計		1,295	101	252	54	331	1	179	377
工場・事業場数		100	19	13	5	27	1	18	17

204 電気事業法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
2	堆積場	2				2			
3	ベルト・バケットコンベア	7				3		4	
計		9	0	0	0	5	0	4	0
工場・事業場数		3	0	0	0	2	0	1	0

205 鉱山保安法該当一般粉じん発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
2	堆積場	13			13				
3	ベルト・バケットコンベア	49	2		47				
4	破砕機・摩砕機	12	2		10				
5	ふるい	9	1		8				
計		83	5	0	78	0	0	0	0
工場・事業場数		5	2	0	3	0	0	0	0

206 大気汚染防止法該当揮発性有機化合物発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
2	吹付塗装施設	4		3		1			
3	塗装乾燥施設	5				2			3
4	銅張積層板等接着乾燥施設	7	1						6
5	その他接着乾燥施設	3							3
6	オフセット輪転印刷乾燥施設	1				1			
7	グラビア印刷乾燥施設	3							3
8	洗浄施設	1	1						
9	貯蔵タンク	12				8		3	1
計		36	2	3	0	12	0	3	16
工場・事業場数		11	2	1	0	3	0	1	4

207 大気汚染防止法該当水銀発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
7	セメント焼成炉	2		1				1	
8	廃棄物焼却炉	33	5	5		10		4	9
計		35	5	6	0	10	0	5	9
工場・事業場数		18	3	3	0	6	0	3	3

208 電気事業法該当水銀発生施設・工場・事業場数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	施設名	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
1	小型石炭混焼ボイラー	6				2		1	3
計		6	0	0	0	2	0	1	3
工場・事業場数		4	0	0	0	2	0	1	1

209 北九州市公害防止条例（大気）該当指定施設・工場・事業場数

（令和3年3月31日現在）

区分	項番号	施設名	計	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
工場	1	ボ イ ラ ー	144	19	19	21	27	18	21	19
	2	焙焼炉・焼結炉・か焼炉	30				30			
	3	金 属 溶 解 炉	6			2			1	3
	4	金 属 加 熱 炉	32	2	1	6	3	5	7	8
	6	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	5		1				3	1
	7	反 応 炉 ・ 直 火 炉	2	1						1
	8	乾 燥 炉	20	2			9	2	4	3
	10	廃 棄 物 焼 却 炉	3				2			1
		計	242	24	21	29	71	25	36	36
事業場	1	ボ イ ラ ー	440	35	126	71	29	53	89	37
	7	反 応 炉 ・ 直 火 炉	1				1			
	8	乾 燥 炉	2							2
	10	廃 棄 物 焼 却 炉	6	2		2	1		1	
		計	449	37	126	73	31	53	90	39
合 計			691	61	147	102	102	78	126	75
事業場数	工 場		102	10	13	10	24	9	21	15
	事 業 場		281	25	80	46	22	25	57	26
	計		383	35	93	56	46	34	78	41

210 令和2年度 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の届出件数

(令和3年3月31日現在)

項 番 号	作業の種類	計	門 司 区	小倉 北 区	小倉 南 区	若松 区	八幡 東 区	八幡 西 区	戸畑 区
1	解体作業	49	3	7	5	3	4	22	5
2	解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	0							
3	解体工事のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	0							
4	改造・補修作業	26	1	8	2	5		4	6
届出件数 ※		75	4	15	7	8	4	26	11

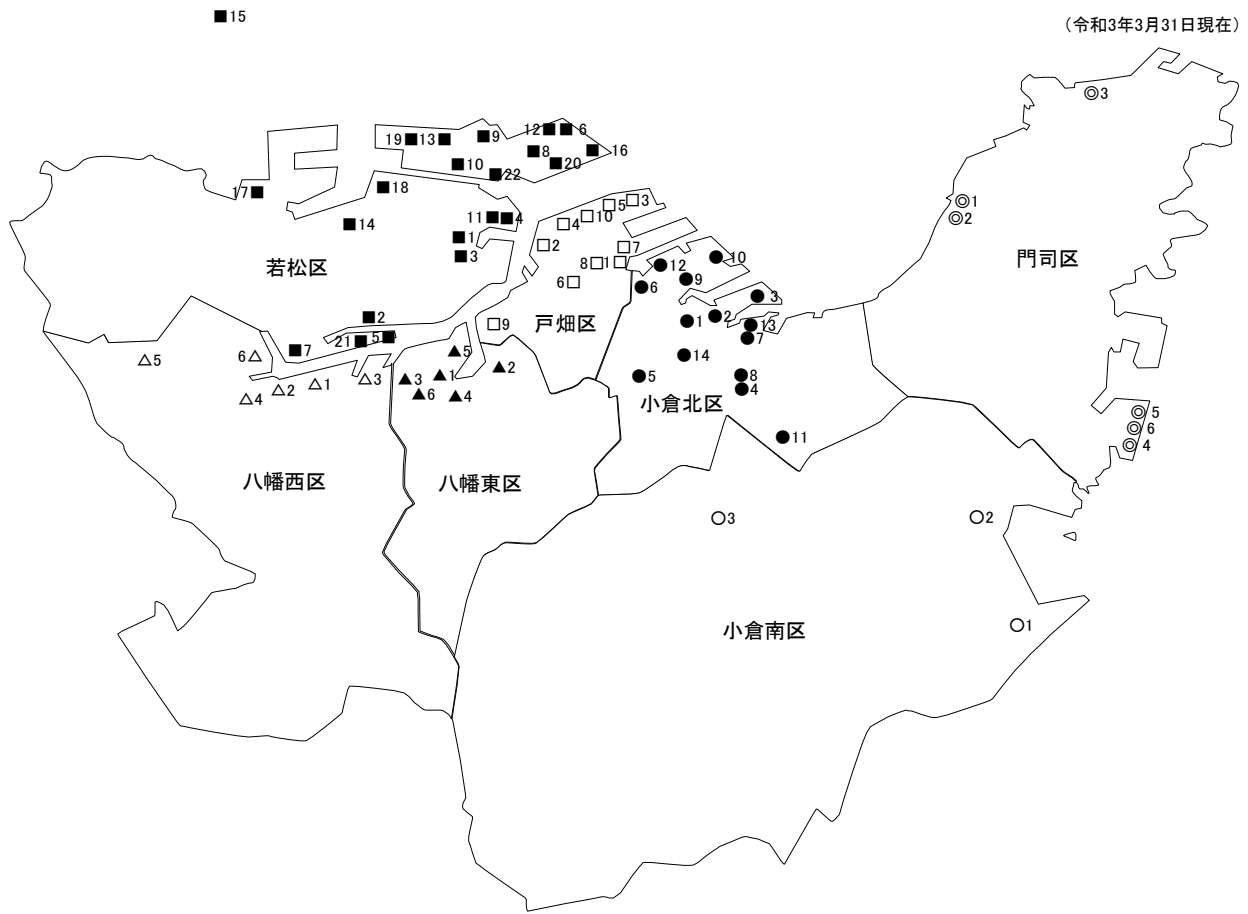
※項番号1～4に係る合計数のうち、重複を除いた数を計上した。

211 硫黄酸化物総量規制特定工場一覧表

(令和3年3月31日現在)

区	番号	事業所名	区	番号	事業所名
門 司 ◎	1	ニッカウキスキー(株)門司工場	戸 畑 □	1	日鉄ケミカル&マテリアル(株)九州製造所
	2	関門製糖(株)		2	日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)
	3	小野田化学工業(株)門司工場		3	光和精鉱(株)
	4	(株)新門司アスコン		4	日鉄高炉セメント(株)第2石灰工場
	5	北九州市新門司工場		5	(株)テツゲン九州支店八幡事業所強酸再生工場
	6	アサヒブリテック(株)北九州事業所		6	大和製罐(株)新戸畑工場
小 倉 北 ●	1	小倉合成工業(株)		7	(株)シーケム九州事業所九州工場
	2	日鉄高炉セメント(株)第1石灰工場		8	日鉄ロールズ(株)
	3	日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(小倉)		9	大日本印刷(株)戸畑工場
	4	TOTO(株)小倉第一工場(金具)		10	戸畑共同火力(株)戸畑共同発電所
	5	九州旅客鉄道(株)小倉総合車両センター	若 松 ■	1	日揮触媒化成(株)北九州事業所
	6	日鉄高炉セメント(株)セメント工場		2	東海カーボン(株)九州若松工場
	7	西部ガステクノソリューション(株)浅野事業所		3	(株)日立金属若松
	8	TOTOサニテクノ(株)小倉工場		4	(株)トーカイ
	9	前田道路(株)北九州合材工場		5	日鉄テックスエンジ(株)パーティクルボード事業部
	10	北九州市日明工場		6	日本コークス工業(株)北九州事業所
	11	北九州メディアドーム		7	東京製鐵(株)九州工場
	12	九州電力(株)新小倉発電所		8	ケイミー(株)北九州工場
	13	一般財団法人平成紫川会小倉記念病院		9	吉野石膏(株)北九州工場
	14	公立大学法人九州歯科大学		10	喜楽鉱業(株)北九州工場
小 倉 南 ○	1	TOTOアクアテクノ(株)本社・小倉工場		11	(株)日立金属若松安瀬工場
	2	サカエ理研工業(株)北九州工場		12	JM活性コークス(株)
	3	日本中央競馬会小倉競馬場		13	(株)ブリヂストン北九州工場
八 幡 東 ▲	1	日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(八幡)		14	常石鉄工(株)若松スティール工場
	2	(株)山本工作所	15	白島国家石油備蓄基地	
	3	九州製紙(株)北九州工場	16	中間貯蔵・環境安全事業(株)北九州PCB処理事業所	
	4	日鉄ステンレス(株)八幡製造所	17	響灘菜園(株)	
	5	日鉄環境(株)北九州支店水道課(八幡地区)	18	ひびきエル・エヌ・ジー(株)ひびきLNG基地	
	6	ワタキューセイモア(株)北九州工場	19	ひびき灘石炭・バイオマス発電所	
八 幡 西 △	1	三菱ケミカル(株)福岡事業所	20	響灘火力発電所	
	2	三菱マテリアル(株)九州工場黒崎地区	21	日本金属(株)二島工場	
	3	黒崎播磨(株)	22	北九州エコレム協同組合	
	4	北九州市皇后崎工場			
	5	学校法人産業医科大学			
	6	(株)デンソー九州			

212 硫黄酸化物総量規制特定工場位置図



(注)
 数字は、硫黄酸化物総量規制特定工場一覧表の事業所番号を示す
 硫黄酸化物総量規制特定工場の位置は、行政区ごとに下記記号で示す
 【記号】 ◎: 門司区 ●: 小倉北区 ○: 小倉南区 ▲: 八幡東区 △: 八幡西区
 □: 戸畑区 ■: 若松区

213 特定工場等の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の経年変化

(m3N/時)

年度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4
硫黄酸化物排出量	388	317	298	312	224	187	166	138	185	158	166	139
窒素酸化物排出量	1,470	1,247	1,387	1,316	1,258	1,141	1,215	1,143	1,306	1,167	1,279	1,153

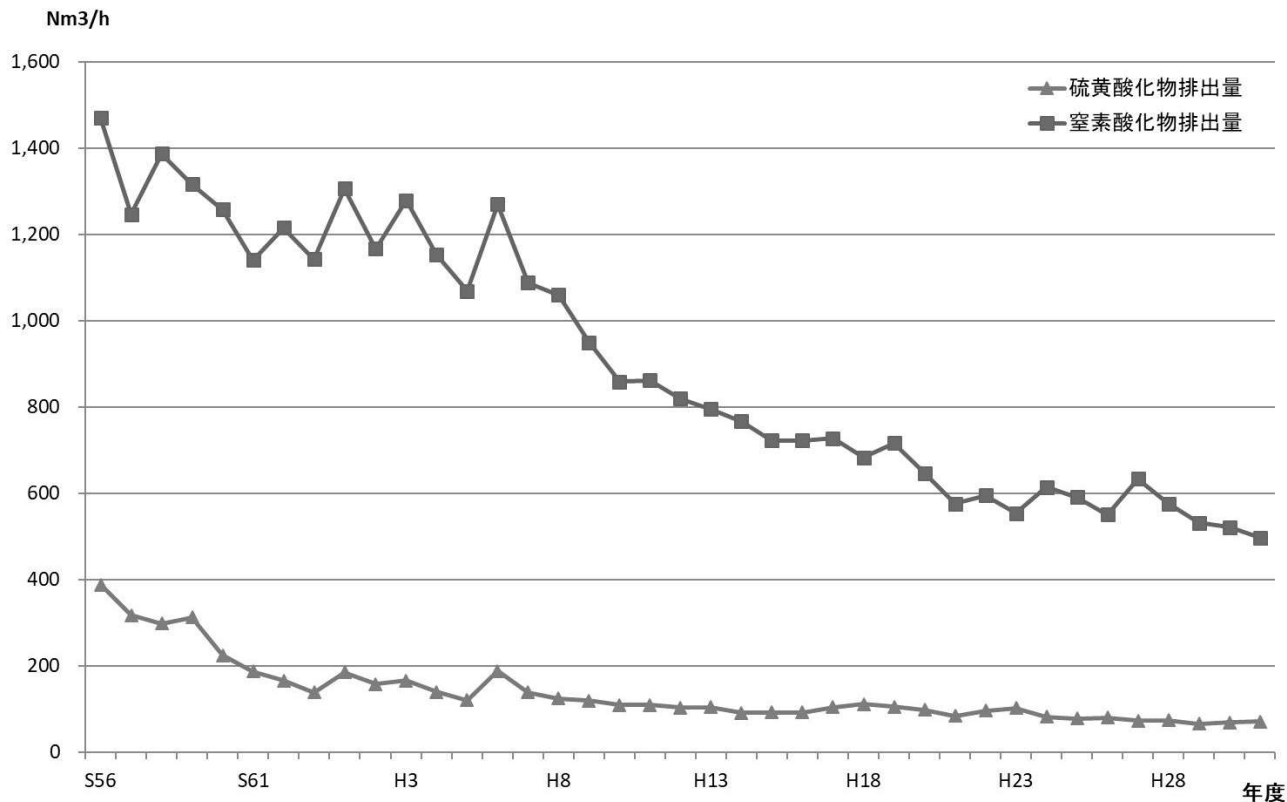
年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
硫黄酸化物排出量	120	188	138	124	119	109	109	103	104	91	92	92
窒素酸化物排出量	1,069	1,270	1,088	1,060	950	859	862	819	795	767	722	722

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
硫黄酸化物排出量	104	111	105	98	84	96	102	82	78	80	73	74
窒素酸化物排出量	727	683	716	647	576	595	554	614	591	551	633	576

年度	H29	H30	R元
硫黄酸化物排出量	66	69	71
窒素酸化物排出量	531	521	497

特定事業者から報告された前年度分の硫黄酸化物と窒素酸化物の排出量を集計したもの。
令和2年度の報告は、特定事業者から報告を受けた令和元年度分の排出量の集計である。

214 特定工場等の硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量の経年変化 グラフ



215 瀬戸内海環境保全特別措置法該当特定施設・事業場数

(令和3年3月31日現在)

号	特定施設を設置する業種等	特定施設数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
7	砂糖製造業	21							21
10	飲料製造業	22							22
12	動植物油脂製造業		2		1				3
24	化学肥料製造業	8					4		12
26	無機顔料製造業				2		2	5	9
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)		5		114		51	1	171
29	コーラタール製品製造業							10	10
32	有機顔料又は合成染料の製造業						18		18
33	合成樹脂製造業				2		13		15
37	石油化学工業(31～36・51号を除く)						133		133
40	脂肪酸製造業		3						3
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)		7		2		50	15	74
47	医薬品製造業						14		14
54	セメント製品製造業				10				10
61	鉄鋼業		18		6	30		46	100
62	非鉄金属製造業	4			14				18
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			21		6	7		34
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設				2			3	5
64	ガス供給業又はコークス製造業				5			1	6
64の2	水道、工業用水道又は自家用工業水道施設						17	15	32
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	12	1	11	17	28	8	25	102
66	電気めっき施設	5		15				6	26
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業					1		1	2
67	洗たく業					31			31
68の2	病院		47	37					84
70	廃油処理業				1				1
71	自動式車両洗浄施設							2	2
71の2	研究、試験又は検査機関等							1	1
71の4	産業廃棄物処理施設				7			8	15
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設						3	1	4
72	し尿処理施設							2	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	2	1	3	3	3	14
	みなし指定地域特定施設		4		3	4		5	16
	合計(みなし指定地域特定施設を除く。)	73	84	86	184	99	323	145	994
	特定事業場数	5	6	3	19	4	5	7	49

216 水質汚濁防止法該当特定施設・貯蔵施設・事業場数（1）

（1）特定施設・事業場数（公共用水域に排出するもの）法第5条第1項対象

（令和3年3月31日現在）

号	特定施設を設置する業種等	特定施設数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
1の2	畜産農業又はサービス業			1	4				5
2	畜産食料品製造業	1			2				3
3	水産食料品製造業	45	3	3	6				57
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	3					2		5
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	1			1				2
10	飲料製造業			7					7
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業				3				3
17	豆腐又は煮豆の製造業	1		1		1			3
22	木材薬品処理業		1						1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業					6			6
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	2	3						5
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)	4			6		5	3	18
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業				1				1
33	合成樹脂製造業			3	1				4
46	有機化学工業製品製造業(28～45号を除く)							1	1
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)				7				7
51の2	ゴム製品製造業	1		3	1				5
53	ガラス又はガラス製品製造業				2				2
54	セメント製品製造業	7			4				11
55	生コンクリート製造業	6	2	3	3		2	1	17
58	窯業原料(うわ薬原料を含む)の精製業							1	1
59	採石業	1		1					2
60	砂利採取業	1							1
62	非鉄金属製造業				16				16
63	金属製品製造業又は機械器具製造業				1		8	4	13
64の2	水道、工業用水道又は自家用工業水道施設						8		8
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		2	2	4	2	27	4	41
66	電気めっき施設					17	1		18
66の3	旅館業		4	6	2	9	7		28
66の6	飲食店	1		2					3
67	洗たく業				1				1
68	写真現像業			1					1
68の2	病院				15		51		66
70の2	自動車分解整備業		5				1	2	8
71	自動式車両洗浄施設	13	8	10	1	1	5	2	40
71の2	研究、試験又は検査機関等	2			16		2	61	81
71の4	産業廃棄物処理施設	3			5				8
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設			1					1
72	し尿処理施設		1	1					2
73	下水道終末処理施設	1	1	1	1		2		6
74	特定事業場から排出される水の処理施設				2				2
	みなし指定地域特定施設	3	1		2	2		1	9
	合計（みなし指定地域特定施設を除く。）	93	30	46	105	36	121	79	510
	特定事業場数	39	22	27	30	13	19	15	165

216 水質汚濁防止法該当特定施設・貯蔵施設・事業場数（2）

(2)有害物質使用特定施設・事業場数(公共用水域以外に排出するもの)法第5条第3項対象(令和3年3月31日現在)

号	有害物質使用特定施設を設置する業種等	特定施設数							計
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業		1			3			4
27	無機化学工業製品製造業(25・26号を除く)		1		4		1		6
62	非鉄金属業				2				2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	17	1	2	15		21		56
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	16		1	30	1	34		82
66	電気めっき施設	27	5	4	16		24	2	78
67	洗たく業	2	2	3	2	1	1		11
68	写真現像業		3	2		2	2		9
68の2	病院		9	1		6		1	17
71の2	研究、試験又は検査機関等	12	52	48	275	3	130	327	847
71の4	産業廃棄物処理施設		1		18				19
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	5	2					1	8
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	1						1	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設		1		4				5
合 計		80	78	61	366	16	213	332	1,146
特定事業場数		9	15	10	22	12	16	8	92

(3)有害物質貯蔵指定施設・事業場数

(令和3年3月31日現在)

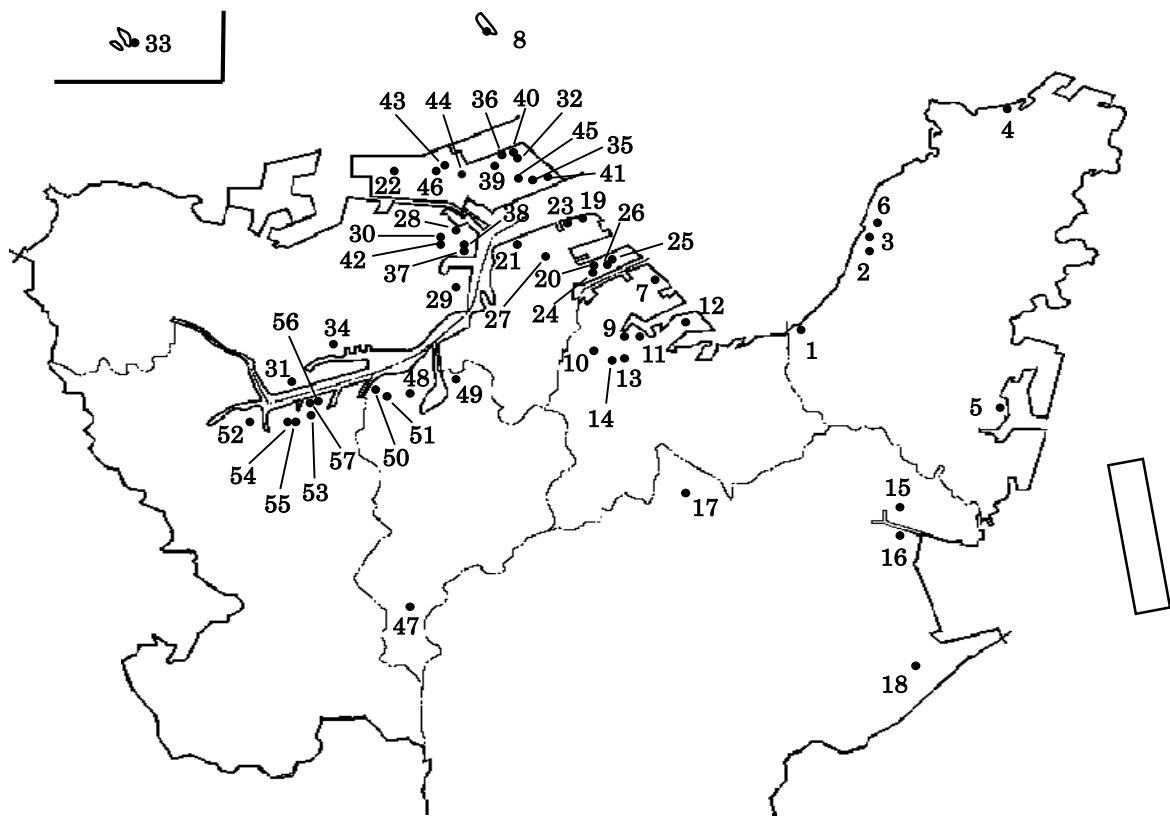
区	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
有害物質貯蔵指定施設数	22	1	0	121	17	89	82	332
事業場数	11	1	0	19	3	16	9	59

217 日平均排水量 50m³ の水質汚濁防止法規制対象工場・事業場

(令和3年3月31日現在)

番号	事業場名	番号	事業場名
1	新町浄化センター	30	日揮触媒化成(株) 北九州事業所
2	関門製糖(株)	31	東京製鐵(株) 九州工場
3	ニッカウキスキー(株) 門司工場	32	日本コークス工業(株) 北九州事業所
4	小野田化学工業(株) 門司工場	33	白島国家石油備蓄基地
5	古河電工産業電線(株) 九州工場	34	東海カーボン(株) 九州若松工場
6	神鋼メタルプロダクツ(株)	35	BASF戸田バッテリーマテリアルズ合同会社 北九州事業所
7	日明浄化センター	36	(株)サニックス ひびき工場
8	藍島漁業集落排水終末処理施設	37	(株)トーカイ
9	カネミ倉庫(株)	38	東海カラー(株)
10	(株)大阪ソーダ 小倉工場	39	ケイミュ(株) 北九州工場
11	小倉合成工業(株)	40	JM活性コークス(株)
12	日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区(小倉地区)	41	東邦チタニウム(株) 若松工場
13	健和会大手町病院	42	AGCエスアイテック(株)
14	(新) 健和会大手町病院	43	大阪精工(株) 九州工場
15	曾根浄化センター	44	タテホ化学工業(株)
16	サカエ理工研工業(株) 北九州工場	45	(株)響灘火力発電所
17	国立病院機構 小倉医療センター	46	日本環境設計(株) 北九州響灘工場
18	TOTOアクアテクノ(株) 本社・小倉工場	47	河内病院
19	光和精鉱(株) 戸畑製造所	48	日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区(八幡地区)
20	日鉄ケミカル&マテリアル(株) 九州製造所	49	(株)山本工作所
21	日本製鉄(株) 九州製鉄所八幡地区(戸畑地区)	50	日鉄ステンレス(株) 八幡製造所
22	ひびき灘石炭・バイオマス発電所	51	ワタキューセイモア(株) 北九州営業所
23	戸畑共同火力(株) 戸畑共同発電所	52	皇后崎浄化センター
24	(株)シーケム 九州事業所九州工場	53	(株)新菱
25	JNCマテリアル(株) 戸畑工場	54	三菱ケミカル(株) 福岡事業所
26	ジェイカムアグリ(株) 戸畑工場	55	ジェイカムアグリ(株) 黒崎工場
27	日鉄テックスエンジ(株) 八幡支店	56	(株)エーピーアイコーポレーション 黒崎工場
28	北湊浄化センター	57	(株)大阪ソーダ 北九州工場
29	(株)J-オイルミルズ 若松工場		

218 日平均排水量 50m³ 以上の水質汚濁防止法規制対象工場・事業場位置図



219 排水量別特定事業場数及び排水量（排水量 50m³/日以上）

（令和3年3月31日現在）

排水量(m ³ /日)	特定事業場数		排水量(千m ³ /日)	
		%		%
10万以上	7	12.3%	6688.3	91.9%
1万以上 10万未満	11	19.3%	531.6	7.3%
1千以上 1万未満	18	31.6%	50.3	0.7%
100以上 1千未満	16	28.1%	7.2	0.1%
50以上 100未満	5	8.8%	0.3	0.0%
計	57	100%	7277.7	100%

220 業種別特定事業場数及び排水量（排水量 50m³/日以上）

（令和3年3月31日現在）

業種	特定事業場数		排水量(千m ³ /日)	
		%		%
電気業	3	5.3%	4200.3	57.7%
食料品製造業	3	5.3%	29.2	0.4%
化学工業	18	31.6%	252.7	3.5%
石油・石炭製品製造業	2	3.5%	151.5	2.1%
鉄鋼業	8	14.0%	1767.5	24.3%
下水道業	5	8.8%	816.9	11.2%
その他	18	31.6%	59.5	0.8%
計	57	100%	7277.6	100%

221 業種別有害物質使用特定事業場数

（5条1項関係）

（令和3年3月31日現在）

業種	特定事業場数	
化学工業	13	(10)
試験研究機関等	5	(0)
金属製品製造業	2	(1)
鉄鋼業	5	(5)
産業廃棄物処理業	4	(2)
非鉄金属製品製造業	2	(1)
石油・石炭製品製造業	2	(2)
一般機械器具製造業	2	(1)
その他	7	(2)
計	42	(24)

（5条3項関係）

（令和3年3月31日現在）

業種	特定事業場数
試験研究機関等	24
写真プリント・現像焼付	9
金属製品製造業	15
洗濯業	10
病院	6
印刷業	5
化学工業	3
産業廃棄物処理業	4
その他	16
計	92

（注）（ ）内は、排水量50m³/日以上の事業場で、内数である。

222 北九州市公害防止条例（水質）該当指定施設・工場数

（令和3年3月31日現在）

番 号	記 号	業 種	指 定 施 設 数							
			門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑	計
1	－	食料品製造業(50m ³ /日以上のもの)			2					2
2	ア	繊維工業並びになめし革、 なめし革製品及び毛皮の製造業								
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業								
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業								
	イ	化 学 工 業						1		1
4	ア	窯業及び土石製品の製造業			1					1
	イ	鉄 鋼 業								
	ウ	非 鉄 金 属 製 造 業								
	エ	金属製品及び機械器具の製造業								
5	－	そ の 他 の 産 業 [給食用調理施設(100m ³ /日以上)]								
合 計					3				1	4
指 定 工 場 数					2				1	3

223 令和2年度 土壤汚染対策法に基づく各種件数

項目	件数
① 法第3条調査の結果報告件数 ^{※1}	3件
② 法第3条ただし書の確認件数 ^{※1}	6件
③ 法第4条届出件数 ^{※2}	116件
④ 法第4条調査命令件数 ^{※2}	2件
⑤ 法第5条調査命令件数 ^{※3}	0件

※1: 有害物質使用特定施設の廃止時に実施される土壤汚染状況調査の結果報告件数及び当該土地の利用方法からみて土壤汚染により人の健康被害の生ずるおそれがない旨の確認を受けた件数

※2: 土地の形質変更(面積 900m²または 3,000m²以上)に係る届出件数及び届出のあった土地のうち土壤汚染のおそれがある場合の調査命令件数

※3: 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地に係る調査命令の件数

224 土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況

(令和3年3月31日現在)

種別	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
要措置区域	0	0	0	0	0	0	0	0
形質変更時要届出区域	3	11	2	9	22	12	9	68

225 汚染土壤処理業の許可の状況

(令和3年3月31日現在)

種別	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
セメント製造施設	0	1	0	0	0	1	0	2
分別等処理施設	0	0	0	0	0	1	0	1
埋立処理施設	1	0	0	0	0	0	0	1

226 騒音規制法に基づく届出の特定施設・工場数

(令和3年3月31日現在)

分類及び特定施設名		計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械	261	11	73	4	20	74	1	78
	ロ 製管機械	41	17	0	1	12	0	0	11
	ハ ベンディングマシン	109	10	9	9	14	30	24	13
	ニ 液圧プレス	256	43	45	16	44	15	61	32
	ホ 機械プレス	454	27	73	32	30	92	180	20
	ヘ せん断機	362	25	57	24	84	49	48	75
	ト 鍛造機	206	20	34	2	7	141	1	1
	チ ワイヤフォーミングマシン	633	86	487	0	24	35	0	1
	リ プラスト	50	2	4	6	9	3	9	17
	ヌ タンブラー	42	25	0	2	1	14	0	0
ル 切断機	142	34	42	7	24	6	10	19	
2	空気圧縮機及び送風機	11,347	578	2,109	746	2,056	1,455	2,129	2,274
3	土石又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	681	80	98	68	142	11	119	163
4	織機	31	0	5	0	0	0	26	0
5 建設用 資材製 造機械	イ コンクリートプラント	24	2	2	6	6	0	4	4
	ロ アスファルトプラント	8	3	1	0	0	0	3	1
6	穀物用製粉機	21	7	0	0	14	0	0	0
7 木 材 加 工 機 械	イ ドラムパーカー	8	0	0	0	8	0	0	0
	ロ チッパー	17	0	4	2	10	0	1	0
	ハ 碎木機	8	0	2	0	6	0	0	0
	ニ 帯のこ機	62	4	17	10	16	2	8	5
	ホ 丸のこ機	135	4	9	21	54	7	25	15
ヘ かなな盤	116	4	22	17	18	14	29	12	
8	抄紙機	1	0	0	0	0	1	0	0
9	印刷機械	553	77	278	42	19	37	47	53
10	合成樹脂用射出成形機	242	47	3	79	8	55	44	6
11	鑄造型機	17	8	0	8	0	0	1	0
計		15,827	1,114	3,374	1,102	2,626	2,041	2,770	2,800
特定工場届出数		1,331	147	313	150	234	98	264	125

227 振動規制法に基づく届出の特定施設・工場数

(令和3年3月31日現在)

分類及び特定施設名		計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金属 加工 機械	イ 液圧プレス	118	12	33	15	5	1	42	10
	ロ 機械プレス	222	5	22	46	13	5	123	8
	ハ せん断機	138	12	22	27	10	3	37	27
	ニ 鍛造機	8	1	1	4	0	0	0	2
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	0	0	0	0	0	0	0	0
2	圧縮機 (冷凍機用は除く)	703	48	179	237	40	13	129	57
3	土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい、分級機	236	78	25	61	14	0	28	30
4	織機	31	0	5	0	0	0	26	0
5	イ コンクリートブロックマシン	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロ コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	0	0	0	0	0	0	0	0
6	イ ドラムバーカー	1	0	0	0	1	0	0	0
	ロ チッパー	5	1	0	2	1	0	1	0
7	印刷機械	210	26	100	29	19	0	9	27
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機	7	0	0	1	0	0	6	0
9	合成樹脂用射出成形機	134	5	1	87	0	10	31	0
10	鋳造型機	12	4	0	8	0	0	0	0
計		1,825	192	388	517	103	32	432	161
特定工場届出数		401	51	91	103	37	11	85	23

228 北九州市公害防止条例（騒音）に基づく届出の特定施設・工場数

（令和3年3月31日現在）

分類及び指定施設名		計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 金属 加工 機械	イ 圧延機械	3	0	0	0	0	0	0	3
	ロ ベンディングマシン	3	1	0	0	2	0	0	0
	ハ せん断機	6	1	0	2	0	0	1	2
	ニ プラスト	3	0	0	1	1	0	0	1
2	高速切断機及び プラズマ切断機	75	12	17	3	19	0	19	5
3	研磨機	78	15	6	0	10	22	25	0
4	空気圧縮機及び送風機	1,431	134	469	172	195	86	258	117
5	土石又は鉱物用の破碎機、摩砕機、 ふるい、分級機	15	2	9	0	3	0	1	0
6 木材 加工 機械	イ チッパー	0	0	0	0	0	0	0	0
	ロ 帯のこ機	18	2	3	5	5	1	0	2
	ハ 丸のこ機	59	6	18	8	6	1	16	4
	ニ かなな盤	124	18	24	17	16	3	39	7
7	クーリングタワー	69	6	19	8	6	3	17	10
計		1,884	197	565	216	263	116	376	151
指定工場届出数		746	87	193	94	81	49	179	63

229 令和2年度 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数

(令和3年3月31日現在)

特定建設作業名	計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 杭打機・杭抜機	54	5	17	8	5	3	9	7
2 びょう打機	0	0	0	0	0	0	0	0
3 削岩機	693	95	146	106	62	67	158	59
4 空気圧縮機	82	22	15	4	10	10	13	8
5 コンクリートプラント	0	0	0	0	0	0	0	0
6 バックホウ	5	0	0	2	1	1	0	1
7 トラクターショベル	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザー	0	0	0	0	0	0	0	0
計	834	122	178	120	78	81	180	75

230 令和2年度 振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

(令和3年3月31日現在)

特定建設作業名	計	門司区	小倉 北区	小倉 南区	若松区	八幡 東区	八幡 西区	戸畑区
1 杭打機・杭抜機	55	5	18	8	5	3	9	7
2 鋼球	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破碎機	0	0	0	0	0	0	0	0
4 大型ブレーカー	513	68	101	80	50	49	124	41
計	568	73	119	88	55	52	133	48

231 ダイオキシン類対策特別措置法（大気）該当特定施設・工場・事業所数

(令和3年3月31日現在)

号	特定施設の種類	特定施設数							
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
1	焼結炉		2					1	3
2	製鋼用電気炉				3			1	4
4	アルミニウム合金製造施設				2				2
5	廃棄物焼却炉	9	3		11		5	10	38
	合計	9	5		16		5	12	47
	特定事業場数	6	2	0	11	0	3	6	28

232 ダイオキシン類対策特別措置法（水質）該当特定施設・工場・事業所数

(1) 瀬戸内海環境保全特別措置法対象事業場

(令和3年3月31日現在)

号	特定施設の種類	特定施設数							
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設・灰の貯留施設							15	15
	合計	0	0	0	0	0	0	15	15
	特定事業場数	0	0	0	0	0	0	1	1

(2) その他の事業場

(令和3年3月31日現在)

号	特定施設の種類	特定施設数							
		門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計
2	アセチレン洗浄施設				2				2
15	廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設・灰の貯留施設	6	4		52		1	2	65
16	PCBの分解施設、PCB汚染物・処理物の洗浄・分離施設		1		14				15
18	下水道終末処理施設		1		1		2		4
19	ダイオキシン類特定施設を設置する事業場等から排出される水の処理施設				1				1
	合計	6	6	0	70	0	3	2	87
	特定事業場数	3	3	0	9	0	2	2	19